

生活交通確保維持改善計画（地域内フィーダー系統確保維持計画を含む）

令和3年 月 日

佐渡市地域公共交通活性化協議会

## 生活交通確保維持改善計画の名称

佐渡市地域内フィーダー系統確保維持計画

## 1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

鉄道の無い佐渡市においては、学生や高齢者など運転免許を持たない交通弱者にとって通学や通院、買い物などの日常生活における主たる移動手段は路線バスであり、公共交通システムとしての路線バスの果たす役割は、本土の他地域に比べ非常に大きいものがある。

しかし、近年、マイカー利用の増大や少子高齢化、観光客の現状などにより、路線バスの利用者は減少の一途をたどり、島内のバス路線はほとんどが赤字路線となっていることから、県と市の財政支援により、島民の足が確保されているのが実情である。

このため、平成21年度から地域公共交通活性化・再生総合事業を活用して、路線バスの潜在需要を喚起するための実証実験、島内観光の振興に資する二次交通の整備方策等の検討を行った。

現在も地域の実情に応じた持続可能な公共交通システムを構築するために必要な調査・検討を行っている。

これらを踏まえ、平成27年6月には、市全体のまちづくり中で、公共交通の果たすべき役割と、公共交通の活性化及び再生に向けた取り組み等、総合的な視点に立った「佐渡市地域公共交通網形成計画」を策定し、推進することとしている。

## 《国仲・金丸線》

調査・分析を行った結果、平成26年4月より地域公共交通確保維持事業の支援を受ける路線として国仲地域内フィーダー系統の運行を継続している。

本系統については、地域間幹線の本線と佐和田バスステーションで接続する路線であり、主に学生の移動手段として利用され、また、佐渡総合病院への移動手段としても利用されている。

前述のとおり、地域の生活を支える必要不可欠な系統として維持・確保を図ると共に、地域住民の移動の保障と地域活性化のため計画を策定するものである。

## 《宿根木線》

小木地域における生活交道路線として利用されているほか、小木港佐渡汽船と接続し、航路利用者の二次交通としても利用されているため、航路運航時刻との接続は重要な課題である。

そのため、小木直江津航路の運航時刻に接続するようダイヤを見直すと共に、終点の沢崎からこれまで路線がなかった江積・白木集落へ延伸、小木金田新田集落へ迂回し、これにより地元住民の移動手段を確保するため計画を策定するものである。

## 2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

### (1) 事業の目標

新型コロナウイルス感染症拡大による外出自粛等の影響により、早期需要回復が見込めないことから、目標値については令和2年度実績値の現状維持とする。

#### 《国仲・金丸線》

佐渡総合病院に通院可能な路線の確保、各学校へ通学可能な路線の確保により利用促進を図る。

◆目標値：路線全体の利用者数（乗降者数）を設定

令和4年度 国仲・金丸線利用者数 18,000人

（参考）令和元年度 19,460人 令和2年度 17,076人

#### 《宿根木線》

地区内交通の検討・整備及び航路運航接続にあわせた路線の見直しにより、利用促進を図る。

◆目標値：路線全体の利用者数（乗降者数）を設定

令和4年度 宿根木線利用者数 6,000人

（参考）令和元年度 6,927人、令和2年度 5,315人

### (2) 事業の効果

#### 《国仲・金丸線》

国仲地域の通学（真野小学校、佐渡総合高校、佐渡高校）に必要な移動手段が確保される。また、路線統合により、真野新町～畑野十字路間の住民が佐渡総合病院へ乗り継ぎせずに通院が可能となり、新たな需要喚起が図られ、効率的な運行体系が実現できる。

#### 《宿根木線》

小木地域における生活交通が確保される。また、路線の新たな延伸・迂回によりこれまでの交通空白域であった江積・白木・小木金田新田地区の移動手段が確保される。

### 3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

#### 《国仲・金丸線》

- ダイヤ改正にあわせた「病院乗り入れ便」チラシの作成・市内全戸配布。  
【佐渡市地域公共交通活性化協議会】  
(佐渡市地域公共交通網形成計画 P71 参照)

#### 《宿根木線》

- ガイドがジオサイトを案内する移動手段として活用。  
【佐渡市、佐渡ジオパークガイド協会】  
(佐渡市地域公共交通網形成計画 P77 参照)
- 自転車ラックバスの運行 平成30年7月から運行開始。  
【新潟交通佐渡株式会社】  
(佐渡市地域公共交通網形成計画 P75 参照)
- デマンド交通を含めた複合的な運行による調査・検討。  
【佐渡市地域公共交通活性化協議会】

#### 《新たな利用促進の取組》

- 障がい者割引の拡充 1乗車上限200円 平成30年4月～  
【佐渡市、新潟交通佐渡株式会社】  
(佐渡市地域公共交通網形成計画 P74 参照)
- 学生向け定期券割引の拡充 平成30年9月～  
【佐渡市、新潟交通佐渡株式会社】  
(佐渡市地域公共交通網形成計画 P79 参照)
- 佐渡テレビ等を活用した情報提供、広報活動 【佐渡市】
- 保育園児路線バス乗り方教室 【佐渡市、新潟交通佐渡株式会社】  
(佐渡市地域公共交通網形成計画 P79 参照)
- 観光客向けスマホ版バス乗り放題パスの販売 令和3年4月～  
【佐渡市、新潟交通佐渡株式会社】  
(佐渡市地域公共交通網形成計画 P75 参照)

### 4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

別添の表1のとおり。

### 5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者

佐渡市から運行事業者への補助金額については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。

### 6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称

新潟交通佐渡株式会社

7. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定方法 <b>【活性化法定協議会を補助対象事業者とする場合のみ】</b>
※該当なし
8. 別表1の補助対象事業の基準二ただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要 <b>【地域間幹線系統のみ】</b>
※該当なし
9. 別表1の補助対象事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」認めた市町村の一覧 <b>【地域間幹線系統のみ】</b>
※該当なし
10. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 <b>【地域間幹線系統のみ】</b>
※該当なし
11. 外客来訪促進計画との整合性 <b>【外客来訪促進計画が策定されている場合のみ】</b>
※該当なし
12. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 <b>【地域内フィーダー系統のみ】</b>
別添の表5のとおり。
13. 車両の取得に係る目的・必要性 <b>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
※該当なし
14. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 <b>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
(1) 事業の目標
※該当なし
(2) 事業の効果
※該当なし

15. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の負担者【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

※該当なし

16. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策）  
【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

※該当なし

17. 貨客混載の導入に係る目的・必要性  
【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

※該当なし

18. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果  
【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

（1）事業の目標

※該当なし

（2）事業の効果

※該当なし

19. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

※該当なし

## 20. 協議会の開催状況と主な議論

- ・平成 25 年 2 月 7 日 平成 24 年度 第 3 回協議会 平成 25 年度事業として提案
- ・平成 25 年 6 月 7 日 平成 25 年度 第 1 回幹事会「地域内フィーダー系統確保維持計画」について合意
- ・平成 25 年 6 月 21 日 平成 25 年度 第 1 回協議会「地域内フィーダー系統確保維持計画」について合意（書面協議）
- ・平成 26 年 5 月 20 日 平成 26 年度 第 1 回協議会「地域内フィーダー系統確保維持計画」について合意
- ・平成 26 年 11 月 18 日 平成 26 年度 第 2 回協議会 宿根木線見直しの方向性について合意
- ・平成 27 年 2 月 24 日 平成 26 年度 第 3 回協議会「地域内フィーダー系統確保維持計画」について合意
- ・平成 27 年 6 月 1 日 平成 27 年度 第 1 回協議会「地域内フィーダー系統確保維持計画」について合意
- ・平成 28 年 2 月 2 日 平成 27 年度 第 2 回協議会「地域内フィーダー系統確保維持計画」について合意
- ・平成 28 年 6 月 30 日 平成 28 年度 第 1 回協議会「地域内フィーダー系統確保維持計画」について合意
- ・平成 29 年 5 月 30 日 平成 29 年度 第 1 回協議会「地域内フィーダー系統確保維持計画」の概要について合意
- ・平成 29 年 8 月 31 日 平成 29 年度「地域内フィーダー系統確保維持計画」の概要について合意（書面協議）
- ・平成 30 年 6 月 26 日 平成 30 年度 第 1 回協議会「地域内フィーダー系統確保維持計画」について合意
- ・令和元年 5 月 28 日 令和元年度 第 1 回協議会「地域内フィーダー系統確保維持計画」について合意
- ・令和 2 年 6 月 9 日 令和 2 年度 第 1 回協議会「地域内フィーダー系統確保維持計画」について合意（書面協議）

## 21. 利用者等の意見の反映状況

### 《国仲・金丸線》

- ・平成 25 年 3 月 5 日～7 日に国仲線・金丸線の全便について乗降調査を実施
  - ・真野小学校を対象にヒアリング調査を実施
  - ・佐渡高校、佐渡総合高校を対象に通学に関するアンケート調査を実施
- 以上の調査の内容から統合運行について問題となる意見は無かった。  
運行開始以降、特段の問題は出ていない。

### 《宿根木線》

平成 26 年 8 月 16 日、18 日、23 日、9 月 14 日、15 日に小木港ターミナルにおいて、小木航路と路線バスの円滑な接続の検討を行うためのアンケート調査を実施。549 通を回収し、小木地域での移動について、路線バスを利用する意向が一定割合あることを確認した。

22. 協議会メンバーの構成員	
関係都道府県	新潟県佐渡地域振興局地域整備部
関係市区町村	佐渡市交通政策課
交通事業者・交通施設管理者等	新潟交通佐渡株式会社、佐渡地区ハイヤー協会 佐渡汽船株式会社、新潟交通佐渡株式会社労働組合 佐渡警察署
地方運輸局	北陸信越運輸局交通政策部交通企画課 北陸信越運輸局新潟運輸支局
その他協議会が必要と認める者	長岡技術科学大学大学院教授、一般社団法人佐渡観光交流機構 佐渡市民生委員児童委員協議会 社会福祉法人佐渡市社会福祉協議会 佐渡市老人クラブ連合会、佐渡市女性団体連絡協議会

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 新潟県佐渡市千種 232 番地

(所 属) 佐渡市地域公共交通活性化協議会

(氏 名) 事務局 佐渡市交通政策課 森田

(電 話) 0259-63-3184

(e-mail) u-koutsubus@city.sado.niigata.jp

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

令和4年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利 便 増 進 特 例 措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
			起点	経由地	終点					運行態様の別	基準ハで 該当する要件	補助対象地域間幹 線系統等と接続の確 保	基準ホで該当 する要件 (別表7のみ)
佐渡市	新潟交通佐渡株 式会社	(1) 国仲・金丸線	佐和田BS	真野・新穂	佐和田BS	往 32.6km 循環	363日	1,216回		路線定期運行	①	佐和田バスステーション 等で補助対象地域間幹線 の両津～相川線と接続	③
		(2) 宿根木線①	羽茂高校	宿根木	江積	往 22.6km 復 21.4km	361日	361回		路線定期運行	②(1)	小木港佐渡汽船で小木 直江津航路と接続	③
		(3) 宿根木線②	小木港	宿根木	江積	往 14.9km 復 14.9km	361日	865.5回		路線定期運行	②(1)	小木港佐渡汽船で小木 直江津航路と接続	③
		(4)				往 km 復 km	日	回					
		(5)				往 km 復 km	日	回					

(注)

1. 区域運行及び乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
2. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
3. 「利便増進特例措置」については、地域公共交通利便増進計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
4. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
5. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
6. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
7. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。



表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	佐渡市
-------	-----

(単位:人)

	人口
人口集中地区以外	57,255
交通不便地域等	57,255

交通不便地域等の内訳

人口	対象地区	根拠法
57,255	全域	過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法、離島振興法

地域公共交通利便増進計画の策定年月日及び算定式適用開始年度

計画名	策定年月日	算定式適用開始年度

(1) 記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)の別表7(ハ②(1))に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7(ハ②(2)(実施要領の2.(1)⑪))に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7(ハ②(1))に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定(乗用)」と記載すること。

(2) 添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。(ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可)